

平成 2 1 年度

保健所行政の施策及び予算に関する要望書

平成 2 0 年 6 月

全国保健所長会

はじめに

保健所行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

全国保健所長会におきましては、平成21年度保健所行政の施策及び予算について協議を行い、次の通り要望を取りまとめましたので、ここに提出いたします。予算編成時等に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年11月には地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」で提言されたように保健所長及び保健所のあり方、ひいては、個々の保健所ではなく日本の公衆衛生行政における保健所という行政組織の意義が問われております。

一方、医療制度改革に関連した諸施策、特に4疾病5事業に係る地域展開や従来からの健康危機管理対応など、全国保健所長会では以前にもまして保健所が地域の公衆衛生において中心的役割を果たすべく努力いたしております。さらに、都道府県や保健所設置自治体など行政の責任において保健所を設置し、その質を担保し、地域の公衆衛生行政体系を充実させていくことが必要と考えております。

しかしながら、現時点では保健所や地方自治体のみでは対応が困難な状況も多々あります。そこで、本要望書においては、保健所が担うべき役割を十分果たすために必要な保健所機能等を中心に要望いたします。

全国保健所長会会長
渋谷 いづみ
(愛知県半田保健所長)

目次

(重点要望)

- 1 . 医療制度改革・健康危機管理に対する保健所機能の充実 p.1
【医療制度改革関連事項】
【健康危機管理関連事項】
- 2 . 新型インフルエンザ対策の拡充 p.2
- 3 . 医療制度改革に関連した方策の推進 p.2
- 4 . 精神保健福祉対策の推進 p.2

(一般要望)

- 1 . 医療安全・医薬品医療機器等安全・介護等安全対策の推進 p.3
- 2 . 感染症対策の推進 p.4
- 3 . 結核対策の推進 p.4
- 4 . 自殺対策の推進 p.5
- 5 . 児童虐待防止対策の推進 p.5
- 6 . 食品安全対策等の推進 p.5
- 7 . 生活環境の安全対策の推進 p.6
- 8 . 健やか親子21の推進 p.6
- 9 . 健康日本21の推進 p.7
- 10 . 難病対策、肝炎対策の推進 p.7

(重点要望)

1 . 医療制度改革・健康危機管理に対する保健所機能の充実

(健康局総務課、医政局指導課、厚生科学課、健康局総務課地域保健室、地方課、食品安全部企画情報課検疫業務管理室、医政局指導課)

【医療制度改革関連事項】

- (1) 最近の法改正や新法制定 (医療制度改革関連法、障害者自立支援法、改正介護保険法、がん対策基本法、食育基本法、自殺対策基本法等) の中で保健所の役割を再度明確にし、さらに、県型保健所と市型保健所では果たすべき役割が異なることを踏まえた上で、「地域保健対策検討会中間報告」を最終報告としてとりまとめると同時に、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」についても見直しされたい。
- (2) 全国保健所長会「地域保健の充実強化に関する委員会」では、保健所がその調整機能を活用し、地域の生活習慣病対策、地域医療連携 (医療機能の分化と連携)、地域包括ケアシステムの整備を進めるよう提言している。国においては、地域・職域保健連携推進事業や地域保健総合推進事業等を継続するとともに、都道府県が策定・実施する各種計画に地域の状況が十分反映され、保健所が上記の調整機能等を発揮できる仕組みを検討されたい。

【健康危機管理関連事項】

- (3) 健康危機管理の対策拠点である保健所の所長は、医師としての専門性のみでなく的確に組織を管理、運営する能力を必要とする。「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書」をふまえ、公衆衛生に関する卒前及び卒後教育も含め、資質の優れた保健所長及び保健所医師の確保と育成を目的とした体制整備の充実を引き続き図られたい。また、保健所における健康危機管理体制の充実のためには、医師以外にも種々の専門職が不可欠である。自治体におけるこれら専門職の確保・育成へのより一層の支援、保健所職員等への健康危機関連研修の充実を図られたい。
- (4) 健康危機管理において、複数の自治体にまたがった広域的対応や特に初動時に原因が特定できない事例の場合等では、部門横断的な対応の重要性が高まっている。国においては引き続き、情報の収集・提供、自治体間の調整や省庁間の連携を充実させることにより、保健所での健康危機対応を支援されたい。
- (5) 健康危機管理を担当する国及び地方行政機関 (保健所等) を支援するため、米国 CDC や NIH 等のような総合的専門機関の充実・創設を検討されたい。当面は、健康危機関連事項に関して、保健所等が利用しやすい総合的・専門的な相談組織体制を国において構築していただきたい。
- (6) 生物テロや新型インフルエンザ等重大な健康危機対応において、必要な医療・検査体制の整備に関する国と自治体の役割分担を明確にし、自治体における整備促進に対して財政的支援をより一層強化されたい。

2．新型インフルエンザ対策の拡充

(健康局結核感染症課)

- (1) 新型インフルエンザ対応に関して行動計画やガイドラインが策定されたが、国においては、これらに基づき対策の優先順位をより明確にした上で系統だった対応策を早急に策定されたい。また、国、地方自治体、その他関係機関の役割分担を明確にし、国においては関係省庁のより緊密な協働体制の確立、自治体が行う体制整備に対して支援に努められたい。
- (2) 新型インフルエンザに対応するワクチンの開発・製造体制の充実、治療薬の確保につき、さらに努められたい。また、新型インフルエンザ発生時に対応できる地域の医療体制の確保に対して技術的及び財政的支援を図られたい。
- (3) 国民が不安に陥り生じる混乱を最小限にとどめる情報提供方法を国として十分に検討した上で、行動計画やガイドラインの内容、特に治療薬やワクチン使用に関する優先順位についての考え方等、新型インフルエンザに関する正確な知識と対応方法を普及・啓発されたい。

3．医療制度改革に関連した方策の推進

(医政局指導課、健康局総務課、保険局総務課)

- (1) 医療制度改革を進めるにあたっては、自治体における医療提供体制に格差が生じている状況について十分に配慮し、特に4疾病・5事業に関する体制整備について自治体の努力で困難な課題に対しては積極的に国が支援されたい。
- (2) 国民が安心して医療が受けられるよう、医療に関する情報提供について、その内容及び提供方法等につき検討を継続され、より実効性ある情報提供体制の充実にひきつづき努められたい。
- (3) 終末期を含む在宅医療体制を推進するため、人材育成及び在宅医療に係る地域の医療連携体制を構築できるよう支援されたい。また、不十分な在宅医療・介護資源の充実に関しては医療保険(診療報酬体系)、介護保険制度の改正も含め検討されたい。

4．精神保健福祉対策の推進

(雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)

- (1) 精神保健対策は、業務の専門的・広域的性格から、今後も保健所が地域の中核的役割を担い、福祉部門と協働することが必要である。市町村への支援・協働を含め、地域にお

いて保健所などの専門性が確保された部署が主体となり、精神保健施策が充実強化できるよう支援されたい。

- (2) 自治体が策定した障害福祉計画を実効性のあるものとするため、精神障害者における種々の保健福祉医療制度や施策の充実強化を引き続き図られたい。特に、地域生活への移行を促進するため、精神科領域での保健福祉機関を含めた地域連携クリティカルパスの医療保険の適用、相談支援体制の充実等新体系の円滑な移行と安定運営、社会復帰施設の拡充、雇用支援等が円滑に行われるような制度の構築を図られたい。
- (3) 精神科救急医療体制の整備促進を図られたい。
- (4) 精神障害者の社会復帰を図る観点から住民への精神障害に関する正しい知識の普及をさらに促進するため、全国的な普及啓発と同時に保健所及び自治体での活動も支援されたい。
- (5) 心神喪失者等医療観察法のうち、特に社会復帰時には保健所をはじめとする地域関係機関の連携体制が必要である。これら、実効的な連携体制が地域において整備できるよう技術的、財政的支援を図られたい。また、国においても自治体から提起された課題等について関係省庁と連携の上継続的に協議されたい。
- (6) 警察が保護する精神障害者への対応に関して、警察と保健所の連携は地域により差がある。また、緊急に入院が必要となる精神障害者の移送についても警察の協力を得て保健所等が担当しているが、円滑に行われていない地域も多いのが現状である。警察と保健所の情報共有や救急搬送が、人権及び安全性の双方に配慮され、より適正に実施できるよう国においても運用方策の改善を検討されたい。
- (7) 種々の災害被災者等に対する心のケア(P T S D 対応) のため、専門家チームを養成し、被災地へ派遣するとともに、地域では精神保健福祉センター や保健所等で継続的に支援できる体制の整備促進を図られたい。

(一般要望)

1 . 医療安全・医薬品医療機器等安全・介護等安全対策の推進

(医政局総務課医療安全推進室・老健局計画課、医薬食品局安全対策課、医政局総務課)

- (1) 地域における医療安全の推進を目的とした医療安全管理支援事業をいっそう充実させるため、人材確保や研修等による保健所職員の資質向上を引き続き支援されたい。
- (2) 医療機器や医薬品の安全管理情報の地方自治体、医療機関、諸団体、業者等への通知経路について、その情報を必要とする諸機関に的確に当該情報が伝達・周知されるよう、厚生労働省内においても医薬食品局と医政局等の担当部署間での十分な連携に努められたい。

- (3) 医療機関における感染防止対策強化のための専任看護師等の配置、及び医療安全対策にあたる専任安全管理者の配置に関して、これらの配置対象機関の拡大について検討を継続するとともに、介護保険施設等高齢者施設に対しても感染防止・介護等安全対策の充実強化をさらに進められたい。
- (4) 高齢者虐待を防止するため、保健所が市町村と情報を共有化し、連携できる体制の構築、また、地域包括支援センターを含めた従事者に対する研修体制の整備を図られたい。

2 . 感染症対策の推進

(健康局結核感染症課、医薬食品局企画情報課検疫所業務管理室)

- (1) バイオテロや新感染症の発生に備え、国が指定する特定感染症指定医療機関の整備拡充を早急に行い、また、第 1、2 種感染症指定医療機関の施設整備及び運営に対して、より一層の財政的支援を検討されたい。
- (2) 「ワクチン産業ビジョン推進委員会ワーキンググループ検討取りまとめ」がなされたが、平成 17 年 3 月の予防接種に関する検討会中間報告で今後の検討課題ともなっている各種予防接種に関する事項について、国民を感染症から守るという観点から科学的知見に基づいた国としての具体的方策を早期にとりまとめられたい。「麻しん」については、19 年度に策定された「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、排除を目標とした対策を充実、推進されたい。「BCG」では予防接種法に基づく接種期間の見直し（定期の期間の延長など）につき再検討されたい。
- (3) ヒト免疫不全ウイルス（以下、HIV）の感染拡大を防止するため、国民に対する全国的啓発活動の一層の強化を図るとともに、保健所やその他の組織等が行う HIV 相談・検査が受けやすい体制づくりに一層の支援を図られたい。また、若い世代に対する性感染症対策の強化のため、国においても文部科学省等との連携を一層図られたい。
- (4) 都道府県における「感染症予防計画」に基づいた施策の推進及び地方衛生研究所の機能強化に対して、国としての技術的・財政的支援を一層充実されたい。また、感染症予防に関する人材の育成を更に強化されたい。

3 . 結核対策の推進

(健康局結核感染症課、医政局国立病院課、保険局)

- (1) 結核対策が感染症法に統合されたが、今後も保健所現場における対応が円滑に行いうるよう、また、結核対策が後退することの無いよう専門家及び保健所等を交えた議論を継続し実効性のある制度の充実に努められたい。
- (2) Directly Observed Treatment ,Short-course（以下、DOTS と略す）を基本とする結核の治療成功率向上のための施策をさらに推進されたい。また、DOTS 推進に関する公

的支援策を充実されたい。

- (3) 近年増加している非結核性抗酸菌症に関し、治療薬剤の保険適用等医療保険に関する整備を早急に図られたい。
- (4) 超耐性菌の感染拡大も危惧されているが、これを含めた多剤耐性結核に関して実態把握、予防対策、治療方法の研究開発等をより一層推進するとともに、他者に感染させる恐れのある多剤耐性結核患者の入院勧告・措置の取り扱いについて、さらに検討されたい。
- (5) 今後も(財)結核予防会結核研究所等への支援を通じて、結核対策の専門家の養成及び保健所の結核対策従事者に対する研修を充実・強化されたい。

4．自殺対策の推進

(社会・援護局障害福祉部精神・障害保健課)

- (1) 成人期の自殺対策やうつ病対策に関する啓発活動及び相談体制の確立が必要である。全国的な普及啓発と同時に保健所及び自治体での活動も支援されたい。さらに、これらの地域・職域・学域での自殺対策とともに、自死遺族への取り組みも促進されたい。

5．児童虐待防止対策の推進

(雇用均等・児童家庭局母子保健課、総務課虐待防止対策室)

- (1) 深刻化する児童虐待問題に対処するため、予防の視点から保健所等の行う地域保健及び福祉両面における子育て支援施策の一層の充実、推進を図られたい。

6．食品安全対策等の推進

(医薬食品局食品安全部企画情報課)

- (1) 食品安全基本法の成立とともに科学的な知見に基づいたリスク分析による食品安全確保対策が進められているが、消費者に対する適切なリスクコミュニケーションを重視した施策が必要と思われる。地方自治体レベルでもリスクコミュニケーションが進むような仕組みを構築し、自治体での取り組みをさらに支援されたい。
- (2) 食品安全行政の基本的な方策として「リスク分析手法」が導入され、消費者への食品情報の提供が重要視されている。わかりやすい食品表示による消費者の選択を促進させる施策を推進されたい。
- (3) 多発するノロウイルス感染症について、疫学の解明をすすめられたい。また、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒も多発しており、これらの病原体に対して日本の食習慣を考慮した健康被害予防対策を検討されたい。

- (4) 食品の残留農薬規制のポジティブリスト制度については、地方自治体がスムーズに対応できるように、効果的で実効性のある検査方法及び監視方法について国においても継続的な検討をされたい。

7．生活環境の安全対策の推進

(労働基準局安全衛生部労働衛生課、同化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)

- (1) アスベスト問題について、その疫学的実態調査を継続し、今後予想される被害の拡大防止及び予防対策を充実されたい。また、健康被害救済についても、職業及び環境暴露について整合性のある制度の構築を図ると同時に相談体制を継続されたい。
- (2) 喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食品アレルギー、シックハウス症候群等のアレルギー疾患を有する患者は国民のおよそ30%に上ると言われ、多くの国民が日常生活に支障を来し放置できない問題となっている。原因究明と治療法の開発とともに正しい知識の普及啓発、相談体制の整備・拡充を図られたい。

8．健やか親子21の推進

(医政局指導課、雇用均等・児童家庭局母子保健課)

- (1) 食育基本法に基づき、こどもの「食育」を効果的に推進し、生涯健康に過ごすために、保健所において関係機関・団体との連携・協働が円滑に行えるよう、国においては省庁間の連携に引き続き努めると共に、施策の推進と事業支援の充実強化を図られたい。
- (2) 思春期保健対策として、不登校、ひきこもり、性感染症、エイズ対策、薬物乱用防止対策、喫煙防止対策等を総合的かつ効果的に推進することが重要である。地域において地域保健と学校保健との連携が充分行えるよう、国においても所管部門を越えた施策の実施体制について検討されたい。
- (3) 小児救急医療体制のさらなる整備促進と同時に、長期入院患児の入院環境整備や在宅医療等、急性期以降の小児医療体制の充実も図られたい。
- (4) 思春期保健対策を推進するため、医療分野では児童精神科医等専門家の養成及び確保、また、保健所等関係職員の資質向上に向けた研修の充実強化を図られたい。
- (5) 発達障害児に対する早期発見・支援及び思春期以降の対応も含め、保健・医療・教育分野にまたがった対応体制の整備をさらに推進されたい。

9．健康日本21の推進

(健康局総務課生活習慣病対策室、同がん対策推進室)

- (1) 生活習慣病の予防に関して、健康日本21に基づき各種の施策が進行している一方で、健やか生活習慣国民運動、新健康フロンティア戦略、医療制度改革大綱における生活習慣病対策の推進体制の構築、がん対策基本法に基づくがん対策推進基本計画の策定等が謳われており、国民にとって施策の方向性がわかりづらいものとなっている。国民にわかりやすく情報提供すると同時に、それぞれの施策が整合性を持ち都道府県計画等に反映できるよう考慮されたい。
- (2) 特定検診・保健指導においては、地域として健康課題を把握し対策を講じることができるよう、保健所や保健センター等の自治体衛生部門と保険者が、健診及び保健指導のデータを共有でき、円滑に連携できる制度の構築を図られたい。
- (3) 現在まで地域保健推進特別事業により先駆的な事業が行われ、地域における様々な施策の展開に結びついている。「健康日本21」地方計画を含む地域の公衆衛生施策を推進するため、今後も同様事業の継続と充実を図られたい。
- (4) 健康増進法に基づくがん検診が、早期発見や死亡率減少等に結びつき、ひいては医療費抑制にもつながるよう、国においては「がん検診に関する検討会」等での見直しを継続し、医学的根拠に基づいたがん検診をさらに充実されたい。
- (5) 健康寿命延伸と生活習慣病予防のため、保健所等における地域保健と学校保健との連携が円滑に進展するよう、技術的及び財政的支援の充実を図られたい。
- (6) たばこ規制枠組み条約の批准に伴い、その実効性を諸外国並みに高めるために必要な法令等の整備について検討を進められたい。
- (7) 増加しているたばこ関連疾患を減少させるため、受動喫煙防止及び喫煙の害について正しい知識の普及、禁煙希望者へのサポート等、国民の喫煙率を下げるための施策のさらなる充実を図られたい。また、普及・啓発の一環として、禁煙・分煙状況の全国的な調査を継続されたい。

10. 難病対策、肝炎対策の推進

(健康局疾病対策課)

- (1) 特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業については、特定疾患懇談会等で十分に議論し、事業の後退がないよう引き続き努められたい。特に、国として自治体への特定疾患・小児慢性特定疾患医療費助成について充分手当てされたい。
- (2) 肝炎対策に関しては、肝炎の予防のみでなく肝がん対策の一環としても、国民への正しい知識とその他の情報提供など啓発に努めると同時に、肝炎ウイルス検査の充実を図り、かつ治療の標準化も推進されたい。また、肝炎被害救済については、特定C型肝炎ウイルス感染被害者救済特別措置法等に基づき、一層の充実を図られたい。

